



JALグループ、2016年7月1日～8月31日搭乗分 「特便割引」を届出

2016年4月22日
第16020号

JALグループは、2016年7月1日～8月31日ご搭乗分「特便割引」の設定を決定し、本日、国土交通省へ届出しました。

各運賃の設定の概要は以下のとおりです。

1. 「特便割引1・3・7」の設定

- (1) 設定期間 : 2016年7月1日(金)～8月31日(水)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃 : 別紙をご参照ください。
- (3) ご利用条件・取消手数料: JALホームページ <http://www.jal.co.jp/dom/rates/> をご参照ください。

※沖縄(那覇)=奄美大島・与論線の「特便割引1タイプA」については、平成28年度から、鹿児島県の奄美群島航空・航路運賃軽減協議会(以下「協議会」)および沖縄県が実施する「奄美・沖縄連携交流促進事業」の対象となります。「奄美・沖縄連携交流促進事業」に関する詳細は、協議会または沖縄県までお問い合わせください。

奄美群島航空・航路運賃軽減協議会(鹿児島県 企画部 交通政策課)(電話:099-286-2453)
沖縄県企画部 地域・離島課(電話 098-866-2370)

2. 「特便割引21」の設定

- (1) 設定期間 : 2016年7月1日(金)～8月31日(水)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃 : 別紙運賃表をご参照ください。
- (3) ご利用条件・取消手数料 : JALホームページ <http://www.jal.co.jp/dom/rates/> をご参照ください。

以上

◇東京(羽田・成田)、名古屋(中部)、北九州発着路線は、航空券ご購入の際に「旅客施設使用料」を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。

料金額(1区間あたり) ()は小児

羽田:290円(140円)、成田:440円(220円)、中部:310円(150円)、北九州:100円(50円)